平成２２年（フ）第２４０３号
福岡県春日市弥生５丁目36番地３スカイハイツ春日Ⅰ・202号
債務者　盛岡　哲也
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４１５号
福岡県春日市若葉台東３丁目29番地大産春日ビル402号
債務者　濱崎まちほ
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４２７号
福岡県筑紫野市二日市南２丁目６番18号　トレヴィア二日市102号
債務者　柿川　智玄
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４３６号
福岡市城南区友泉亭５番９号
債務者　大石　長俊
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４３７号
福岡市城南区友泉亭５番９号
債務者　大石　康代
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４６０号
福岡市東区香椎１丁目４番15―401号
債務者　太田　貴治
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４６４号
福岡市早良区次郎丸５丁目10番16―201号
債務者　中島　徳文
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４７０号
福岡市南区柳瀬１丁目１番20―203号
債務者　千々波辰己
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４７５号
福岡市博多区空港前２丁目３番18サンメール空港305号
債務者　山口　節子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３９９２号
東京都江東区辰巳１丁目10―78―403
債務者　高橋　　綾
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１３３号
東京都江東区清澄２丁目11―３―204
債務者　大岩　昌子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５８０号
神奈川県茅ヶ崎市高田４丁目20番19号　テニメントヒル105号
債務者　山中久美子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７９５号
横浜市泉区新橋町54番地１　みやこガーデンリリフローラ館315号
債務者　川中　知之
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８０６号
横浜市鶴見区梶山１丁目20番14号　201
債務者　吉岡　文夫
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８３９号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目45番13号
債務者　高橋　嘉信
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８４号
相模原市南区南台５丁目12番３号　南台グランドマンション305号室
債務者　川島　正嗣
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４９１号
神奈川県座間市相模が丘５丁目38番９号　グリーンコーポ206号
債務者　邑川　　實
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部